

2025 年度おおさかグローバル塾（Osaka Global School）受講に関する誓約書

大阪府知事 様

私は、「おおさかグローバル塾（Osaka Global School）」（以下、「OGS」という。）の受講生に選抜されたときは、次の事項を将来に渡って遵守することをここに誓約します。

1 受講生としての責任と規則の遵守

- ・ OGS 受講生としての誇りと責任をもってグローバル塾の講座等（海外進学準備講座、短期留学、海外大学受験講座及びそれに付随する行事等、以下「プログラム」という。）に積極的に取り組み、受講生にふさわしい言動をとることを誓約します。
- ・ 国内外を問わず、大阪府並びに受託事業者をはじめ OGS 関係機関等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような行為をしません。
- ・ プログラム参加の際は大阪府及び受託事業者の指示に従い、大阪府及び受託事業者が定める各種の規則を遵守します。
- ・ 短期留学時には、上記に加え、現地の法令や現地校の規則を遵守し、引率者等の指示に必ず従います。

2 プログラムへの参加義務

- ・ プログラムをはじめ入塾式や成果発表会、IELTS 模擬試験・IELTS 受検など、受講生に義務付けられる全ての活動に必ず参加します。
- ・ プログラム修了後においても、修了生として OGS の活動を活性化するために企画・運営される各種活動（各種行事等における修了生としての体験談の披露や公式フェイスブックへの参加等）、進路・留学状況の報告及び各種調査にも、積極的に協力します。

3 個人負担金等の取扱

- ・ OGS の個人負担金（240,000 円）については、一連のプログラムに要する経費の一部負担金として、受講決定後 1 か月以内の受託事業者が指定する日までに一括して納付します。また、講座受講場所等までの交通費、オンライン対応に要する通信費、短期留学に必要なパスポート・ビザ取得費用、海外旅行保険料、自由行動やフィールドワーク時の昼食代、渡航に必要な検査料等の費用は別途個人負担します。
- ・ 納付した個人負担金は、原則返還されないことに同意します。

4 個人情報の取扱

- ・ OGS へ出願する際に提出した個人情報は、大阪府及び受託事業者間で共有されることに同意します。
- ・ 選考結果について、学校長へ通知されることに同意します。
- ・ OGS に関する活動に際し撮影・録音等された写真、動画、音声、著作物は、印刷物・インターネット等あらゆる媒体において大阪府及び受託事業者が自由に無償で使用することに同意します。

5 秘密保持

- ・ OGS の参加を通じて知った OGS 関係機関及び関係者等の秘密情報並びに個人情報、その他の秘密を守り、他に漏らさず、不正な使用・開示をしません。

6 受託事業者への届出

- ・ 出願時に提出した個人情報に変更が生じた場合には、速やかに大阪府及び受託事業者へ届け出ます。また、プログラムへの参加等に影響を与える可能性のある事象（体調不良による在学する学校の長期欠席など）、問題（在学する学校における出席停止や懲戒処分など）等が発生した場合も、当該の事象、問題等が発生した時点で速やかに大阪府及び受託事業者へ届け出ます。
- ・ 在学する高校の学校長が、プログラムへの参加に影響を与えるような心身の故障などを認めた場合や、出席停止又は懲戒処分などを行った場合、当該学校長がその内容・事実を大阪府及び受託事業者へ報告する場合があることに同意します。
- ・ 大阪府及び受託事業者が、OGS 受講生としてふさわしくない態度や言動、プログラムへの参加に影響を与えるような心身の故障などを認めた場合、必要に応じ、親権者や学校長に問合せることがあることに同意します。

7 短期留学時の安全管理

- ・ 短期留学中の海外旅行保険は、短期留学前に受託事業者の指示に従って必ず加入します。また、加入した保険の限度額を超える費用については、個人負担します。
- ・ 短期留学先において、体調不良、傷害などが発生し、大阪府及び受託事業者が現地における医療機関の受診等が必要であると認めた場合や、現地の医療従事者によって緊急の医療行為が必要だと判断された場合、医薬品の投与、麻酔及び輸血を含む治療等、受講生本人又は親権者の了解を得ずに必要な措置が取られる場合があることに同意します。
- ・ 短期留学先における体調不良などにより、留学の継続が困難であると大阪府及び受託事業者が判断した場合には、大阪府及び受託事業者の要請に従い、親権者が留学先に赴き受講生の救援を行うことや、途中帰国に要した費用を親権者が負担することなど、受講生の短期留学期間に先立ち、あらかじめ親権者が自らの有効な旅券を取得しておくことを含め、親権者が責任を持って対応します。

8 欠席等の取扱い

- ・ プログラムにおける講座は全て受講します。
- ・ 体調不良などのやむを得ない事情であっても海外進学準備講座を3日以上欠席した場合（※）や、頻繁に宿題を忘れる、故意にグループワークに協力しない、その他講座の進行を妨げる行為を行うなどし、大阪府及び受託事業者が、その後のプログラム継続が困難と判断された場合は、短期留学に参加できないことがあることに同意します。
- ・ 短期留学期間中における体調不良などに起因するプログラムの不参加については、当該プログラムの内容に応じ、受託事業者の判断により欠席扱いとなることに同意します。
- ・ 短期留学への不参加又は IELTS 模擬試験及び IELTS の未受検、全体のプログラムを通じ結果的に4日以上欠席となった場合（※）、OGS 修了証書が授与されないことがあることに同意します。

※重要な学校行事、忌引などで書面による申出があった場合、感染症等の影響で在学する高校等が休業となっているような場合を除く。

「重要な学校行事」とは、学校又は学年における全ての生徒が一堂に会するような行事で、他の日程での代替参加ができないもの（入学式、卒業式、修学旅行、文化祭のほか、大阪府が認めるもの）をいう。

9 選抜決定の取消し等

- ・ ①本誓約書に記載された事項に違反した場合、②募集要項に掲げる受講生の要件を備えなくなった場合、③申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合、④在学する高校等で懲戒処分を受けるなど受講生としてふさわしくない事実が確認された場合、⑤国内外を問わず、大阪府や受託事業者をはじめ OGS 関係機関等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような言動（ソーシャルメディアへの投稿などによるものも含む。）をした場合、⑥自己又は他人を傷つけあるいは危険にさらしうる言動（ソーシャルメディアへの投稿などによるものも含む。）をした場合、大阪府及び受託事業者の判断により受講生としての選抜決定が取り消される場合があることに同意します。
- ・ また本措置がとられた場合にも、一切の不服の申し立てはせず、本措置の結果として生じたいかなる損害・損失についても、大阪府及び受託事業者には賠償や個人負担金の返還等を請求することはありません。

10 権利関係

- ・ OGS は、受託事業者が大阪府からの委託を受けて実施するものであり、本誓約書に記載された事項について大阪府と受託事業者が同等の権利を有することを確認し、同意します。

上記の誓約を確認するため、以下に記名します。

2025 年 月 日（記入日）

出 願 者 記 名	
出 願 者 住 所	大阪府
在 籍 校 名・学 年	学校 第 学年（2025 年 4 月 21 日時点）
親 権 者 記 名	（続柄： ）
親 権 者 住 所	